



区」を「塩釜地区支所の地区のうち桂島、野々島の区域」に改め、同表塩釜市区域（宮城県漁業協同組合の塩釜市第一支所の地区）の項中「塩釜市第一支所の地区」を「鹽釜地区支所の地区のうち鹽釜市第一支所の地区」に改める。

法第百二十五条の二に掲げる漁業（のり養殖業）の表宮城県第20加入区の項中「鹽釜市浦戸支所の地区」を「塩釜地区支所の地区のうち寒風沢島、本島の区域」に改め、同表宮城県第21加入区の項中「塩釜市浦戸支所の地区」を「塩釜地区支所の地区のうち桂島、野々島の区域」に改め、同表宮城県第22加入区の項中「塩釜市第一支所」を「塩釜地区支所の地区のうち田塩釜市第一支所の地区並びに」に改める。

法第百二十五条の二に掲げる漁業（わかめ養殖業）の表宮城県第92加入区の項中「鹽釜市浦戸支所の地区」を「塩釜地区支所の地区のうち寒風沢島、本島の区域」に改め、同表宮城県第93加入区の項中「塩釜市浦戸支所の地区」を「塩釜地区支所の地区のうち桂島、野々島の区域」に改め、同表宮城県第94加入区の項中「塩釜市第一支所」を「塩釜地区支所の地区のうち田塩釜市第一支所」に改める。

法第百二十五条の二に掲げる漁業（こんぶ養殖業）の表宮城県第82加入区の項中「鹽釜市浦戸支所の地区」を「塩釜地区支所の地区のうち寒風沢島、本島の区域」に改め、同表宮城県第83加入区の項中「塩釜市浦戸支所の地区」を「塩釜地区支所の地区のうち桂島、野々島の区域」に改め、同表宮城県第84加入区の項中「塩釜市第一支所」を「塩釜地区支所の地区のうち田塩釜市第一支所」に改める。

法第百二十五条の二に掲げる漁業（特定かき養殖業）の表宮城県第200加入区の項中「鹽釜市浦戸支所の地区」を「塩釜地区支所の地区のうち寒風沢島、本島の区域」に改め、同表宮城県第201加入区の項及び宮城県第203加入区の項中「塩釜市浦戸支所」を「塩釜地区支所」に改め、同表宮城県第204加入区の項中「鹽釜市第一支所」を「塩釜地区支所の地区のうち田塩釜市第一支所」に改める。

○宮城県告示第四百四十八号  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和五年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象
区域の所在地	宮城県知事 村 井 嘉 浩
縦覧場所	建築物の構造の規制に必要なる衝撃に関する事

石ノ田の3急傾斜地の崩壊	の種類	項	宮城県土木部防災砂防課及び宮城東部土木事務所
牡鹿郡女川町浦宿浜字原		次の図のとおり	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百四十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更について認可した。

令和五年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業の名称  
富谷市成田南土地区画整理事業

二 事務所の所在地

仙台市青葉区二日町一番二十七号

三 施行認可の年月日

令和三年二月八日

四 変更認可の年月日

令和五年六月九日

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域  
多賀城市山王字三千刈一番一、五番一、六番五、六番六の一部、一番一地先法定外水路の一部  
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
名取市大手町五丁目十二番地の二  
令和エステート株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

選挙管理委員会

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
 令和五年六月十六日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる  
 地域の名称  
 伊具郡丸森町字除北五十七番一の一部(第二工  
 区)  
 丸森町

○宮選管告示第六十一号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団  
 体の届出があった。  
 令和五年六月十六日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 皆 川 章 太 郎

(一) 政党の支部  
 国會議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体 の名称	代表者 の氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所 の所在地	届出年月日
参政党宮城県 支部連合会	ローレンス 綾子	高橋 明子	仙台市太白区秋保町馬場 字滝原九五―三二	令和五年 五月三十日
自由民主党宮 城県トラック 支部	庄子 清一	今川 淳	仙台市若林区卸町五―八 一三	令和五年 五月十六日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)  
 国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者 の氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所 の所在地	届出年月日
石山けいきを支える 会	石山 敬貴	石山 敬貴	加美郡加美町字南寺宿七―六	令和五年 五月十日
猪股ごう後援会	猪股 豪	猪股 豪	加美郡加美町南町四三	令和五年 五月十二日
おおば和晃後援会	大場 和晃	大場 友貴	多賀城市八幡三一―四―二九	令和五年 五月八日

大橋たかとし後援会	高橋 宏幸	大橋 貴利	塩竈市吉畔町一―五	令和五年 五月十七日
佐藤英治後援会	佐藤 英治	百々 郁子	塩竈市西町九―四	令和五年 五月八日
鈴木一郎後援会	鈴木 一郎	鈴木 一郎	多賀城市留ヶ谷三一―四―六	令和五年 五月十六日
鈴木えつよ後援会	曾我 邦昭	砂金 静子	塩竈市牛生町二四―二五―二	令和五年 五月八日
たきぐちまさひと後 援会	小野 一則	小野 一則	角田市高倉字寺前四―一	令和五年 五月二日
チーム宮城	鈴木 由香	クリンミー 涼子	亶理郡亶理町逢隈鹿島字弥陀内二 〇―三五	令和五年 五月十六日
千葉文昭後援会	齋川 茂	千葉 郁子	多賀城市中央三一―三―一六	令和五年 五月一日
日本共産党石巻ひが し後援会	小野 節也	佐立 昭	石巻市南中里四―五―一四	令和五年 四月十八日
畑山和晴後援会	畑山 和晴	畑山 律子	富谷市成田三一―三―一五	令和五年 五月二十九日
みなかわ祐治後援会	皆川 祐治	皆川 恵美	宮城県利府町加瀬字南野中沢四三 一―九六	令和五年 五月十日
村上由紀後援会	村上 由紀	村上 由紀	白石市福岡蔵本字念仏一―一	令和五年 五月八日
ゆずき貴光後援会	柚木 貴光	柚木 茂	宮城県利府町青葉台一―二五―一五	令和五年 五月八日

○宮選管告示第六十二号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団  
 体の届出事項を異動した旨届出があった。  
 令和五年六月十六日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 皆 川 章 太 郎

(一) 政党の支部  
 政治団体の名称  
 参政党宮城第1支部  
 参政党宮城第2支部  
 代表者  
 渡部東一郎  
 佐々木拓雄  
 異動事項  
 新  
 所の所在地  
 仙台市太白区向  
 山四―二〇―一―  
 九  
 二〇  
 代表者  
 渡部東一郎  
 伊東 義晃  
 異動年月日  
 令和五年  
 五月十五日  
 代表者  
 佐々木拓雄  
 ローレンス綾子  
 令和五年

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党角田市支部	廣谷 秀男	代表者	廣谷 秀男	湯村 勇	令和五年五月二十日
自由民主党松島町支部	阿部 幸夫	会計責任者の氏名	菅野 隆二	洪谷 秀夫	令和五年三月二十五日
自由民主党宮城県看護連盟支部	古内みよ子の氏名	会計責任者の氏名	鈴木喜代子	古内みよ子	令和五年五月一日
自由民主党宮城県柔道整復師支部	櫻田 裕	会計責任者の氏名	細谷 厚	若生 壮司	令和五年五月二十一日
自由民主党宮城県電気通信支部	小林 誠	代表者の氏名	小林 誠	結城 澄雄	令和五年五月二十六日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
荒川洋平後援会	荒川 洋平	主たる事務所 の所在地	名取市関上中央 一―一六―一九	名取市関上一― 二―一七	令和五年五月九日
櫻井充を支援する会	櫻井 充	会計責任者の氏名	針生 庸一	相沢 昭正	令和五年四月一日
宮城県柔道整復師連盟	櫻田 裕	会計責任者の氏名	細谷 厚	若生 壮司	令和五年五月二十一日

○宮選管告示第六十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和五年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

雨森修一後援会

雨森幸太郎

令和五年三月二十四日

○宮選管告示第六十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎  
政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)  
(その他の政治団体)  
雨森修一後援会  
報告年月日 5. 5. 31 (5. 3. 24解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○宮選管告示第六十五号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(その他の政治団体)

雨森修一後援会

報告年月日 5. 5. 31 (5. 3. 24解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○宮選管告示第六十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり政治資金管理団体の届出があった。

令和五年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
石山 敬貴	加美町長	石山けいきを支える会	加美郡加美町字南寺宿七―六	令和五年五月五日

猪股 豪 宮城県議会議員 猪股こう後援会 加美郡加美町南町四三 令和五年  
五月十日  
柚木 貴光 宮城県議会議員 ゆずき貴光後援会 五 宮城郡利府町青葉台一―二五― 令和五年  
五月八日